

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【37】

2. 日時：令和3年12月13日 10時30分～11時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、照井安全審査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他15名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 課長代理※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁のテルイです。それでは島根 2 号機、設工認のヒアリングを廃止したいと思います。早速ですが説明をお願いいたします。
0:00:15	中国電力のヤマネです。
0:00:17	初めに本日の提出資料について確認させていただきます。
0:00:21	全部で 6 当初ございまして、まず一つ目に、資料番号 NSI に iPhone1 ほか iPhone008、
0:00:29	はい 02。
0:00:31	二つ目に NSI に iPhone 期 - 059 三つ目に NSI に排風機配分 060。
0:00:40	四つ目に、NSI にはい今期 iPhone061
0:00:45	一つ目に NSI に排風機 iPhone062。
0:00:49	三つ目に NS2- 期 - 063 となります。
0:00:54	提出日をすべて 12 月 8 日となります。資料はお手元におそろいでしょうか。
0:00:59	規制庁テルイです。大丈夫で、
0:01:03	中国電力のヤマネです。ありがとうございます。それでは本日の提出資料について説明させていただきます。
0:01:10	まず本日の提出資料について、第 1 回補正提出時から記載の適正化を実施した箇所がございますので、先に説明させていただきます。
0:01:19	NS2- 他 - 008 回 02 をご覧ください。
0:01:26	No.3 から No.17 までが今回適正化を実施した箇所となります。
0:01:32	No.3 につきましては、制御棒駆動水圧系について、当社の設備名称と記載が相違している箇所がありましたので、新しい説明書に適正化しております。
0:01:43	また、当社のトーマツ緩和設備代替制御棒挿入機能についてですが、
0:01:49	そちらの系統として制御棒制御棒駆動機構、制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット以外の設備を系統として使用しませんので、当の記載を削除しております。
0:02:04	No.4 につきましては、残留熱除去系の号炉名称を適正化しております。なお、No.7 も同様な適正化内容となります。
0:02:14	ナンバー 5 につきましては、第 62 条の基本設計方針において、原子炉補機冷却系の機能喪失に関する記載の整合が図れていなかったため記載を統一しております。
0:02:26	なお、No.11 も同様な適正化内容となります。
0:02:31	No.6 につきましては、
0:02:33	原子炉補機冷却系の機能喪失の記載の統一に加え、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	低圧原子炉代替注水系の可搬型の流路の記載について、当社は残留熱除去系と低圧原子炉代替注水系の常設ラインが流路となる設計であることから、追記しております。
0:02:52	なお、No.9 孔及びNo.10 も同様の適正化内容となります。
0:02:58	No.8 及びNo.14 につきましては、
0:03:01	原子炉補機代替冷却系の設計について、基本設計方針なんですけれども、現状の記載ですと、第 65 条の三つの設計を行わせる記載となっておりますので、第 62 条と第 64 条。
0:03:17	汚染の設計も含めるように記載を適正化しております。
0:03:23	No.10 につきましては、サプレッション・チェンバのプール水について記載を適正化しております。
0:03:29	なお、No.13 も同様な適正化内容となります。
0:03:33	No.15 につきましては、可搬式窒素供給装置の電源について、
0:03:39	第 65 条の基本設計方針との整合性を図り、記載を追記しております。
0:03:45	No.16 につきましては、可搬式窒素供給装置を発電説明ぶり要求として、
0:03:52	タンクローりん加え放送も使用するため、記載を適正化しております。
0:03:57	No.17 につきましては、第 65 条に基本設計方針との整合性を図り、記載を適正化しております。
0:04:05	修正箇所の説明については以上です。
0:04:08	59 条の御説明に移る前に説明者を交代させていただきます。
0:04:16	中国電力の川島です。
0:04:19	それでは、59 条の基本設計方針について。
0:04:23	先行審査プラントの
0:04:26	この比較表を用いてご説明させていただきたいと思います。
0:04:32	早速通し番号の 18 ページを御確認願います。
0:04:39	こちらの島根の記載で 1 ポツ 4。
0:04:42	ホウ酸水注入系の項の第 2 パラグラフ、
0:04:47	制御棒
0:04:49	いかに
0:04:50	実線を引いている箇所がA東海第 2 と柏崎 7 号と遅いがございます。
0:04:58	こちらは、
0:04:59	記載方針の相違ございまして、島根 2 号機は代替するDB設備として、
0:05:05	制御棒等の記載をしていることから、それが生じてございます。
0:05:10	その次ですが、柏崎の同じパラグラフ下から 3 行目、こちらでそれが生じてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:19	こちらは大方の相違がございまして、
0:05:23	ホウ酸水の注入経路が異なるため、それが生じてございます。
0:05:29	その下のパラグラフ、
0:05:32	配管貫通部に時さん引いている箇所ですが、こちらは東海第2と記載方針が異なるため、相違が生じてございます。
0:05:42	続きまして、19ページを御確認願います。
0:05:47	こちら島根の記載中段
0:05:51	／以降の北に対して実線を引いております。
0:05:55	こちら崩壊何と相違がございまして、記載方針が異なり、島根2号機が制御棒等の記載をしていることから、相違が生じてございます。
0:06:07	次は、
0:06:08	柏崎同じパラグラフの1行目。
0:06:13	2行目。
0:06:14	4行目。
0:06:16	こちらで島根2号機と遅いが生じてございます。
0:06:20	こちらの整理といたしましては、
0:06:23	炉型が異なるため、駆動方法へ制御棒の駆動方向が異なるため、生じている。そいでございます。
0:06:31	次の損益箇所ですが、
0:06:33	同じページの
0:06:35	最終パラグラフ、
0:06:38	あとは使わ節理括弧代替原子炉再循環ポンプトリップ機能に関する文章の後段で相違が生じてございます。
0:06:48	次のページ押し番号20ページに移っていただきまして、
0:06:52	1行目、閉まらの1行目に2台で記載に実線が非しております。
0:07:00	こちらa、柏崎の
0:07:03	1行目。
0:07:04	2行目。
0:07:06	3行目。
0:07:07	の時選果ちょっと遅いのがございまして、こちらのほうへ流量いたしいたしましては、
0:07:13	設備が異なり、原子炉再循環ポンプの停止方法に違いがあるため、
0:07:19	生じてる沿いでございます。
0:07:22	島根2号機は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:23	原子炉再循環ポンプの経路及び質量をサイズが大きいため電動機の電源喪失による原子炉再循環ポンプ停止後の十分な感性を有する設計としており、原子炉推定レベル 2 で、
0:07:40	原子炉再循環ポンプ未来へ全台が停止する設計としているため生じている沿いでございます。
0:07:49	その次のパラグラフ、
0:07:52	島根 2 号の記載で原子炉再循環ポンプトリップ遮断器を開放という会社実践を聞いてございます。
0:07:59	こちら東海第 2 柏崎 7 号と恐れがございまして、原子炉再循環系を構成する設備が異なり、PLRポンプを停止するための操作対象機器が異なることから、相違が生じてございます。
0:08:16	その次、閉まらなきゃ入れ 3 ポツ後、
0:08:19	自動減圧機能の作動阻止の
0:08:22	項の 3 行目。
0:08:25	2 項及び代替自動減圧起動阻止スイッチ 1 ことを記載している箇所ですが、こちら、東海第 2 と柏崎 7 号と相違がございまして、
0:08:35	島根 2 号機は、
0:08:37	悪影響を及ぼさないように考慮して、
0:08:40	自動減圧起動阻止スイッチと。
0:08:43	代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ個別に設置していることから生じているファイルでございます。
0:08:51	その次のパラグラフ、
0:08:52	島根 2 号機のほう高圧炉心スプレイ系を
0:08:56	及び低圧炉心スプレイ系に実線を引いてございます。
0:09:00	こちら柏崎 7 号の 1 行目の実践箇所と相違がございまして、
0:09:06	こちらのそういう理由といたしまして、炉型が違うことから、非常用炉心冷却装置が構成が異なることから生じている通りでございます。
0:09:16	最後の補正箇所ですが、同じパラグラフの下から 3 行目。
0:09:21	島根の代替自動減圧起動阻止スイッチへという実践箇所がございまして、先ほど申し上げた通り、島根 2 号が、自動減圧起動阻止スイッチと代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ個別に設置していることから生じているファイルでございます。
0:09:38	以上で 59 条の説明を終わらせていただきます。
0:09:47	中国電力のヤマネです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:49	続きまして、資料番号NSに排風機入り込んで60の第60条、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備について説明させていただきます。
0:10:03	通し番号で25ページから先行プラントとの比較表にあります。
0:10:08	25ページをご覧ください。
0:10:11	先行プラントとの相違箇所は5ヶ所ございます。
0:10:15	一つ目の相違は東海第2との相違ですが、逃がし安全弁による圧力上昇抑制について、当社は61条対応の設備として整理していることによる相違となります。
0:10:27	二つ目の五つ目の相違は記載箇所の違いによる資料構成の相違かなりあります。
0:10:34	三つ目の相違は放射化設備分類として設計基準拡張設けていることによる相違となります。
0:10:41	四つ目の相違は流路となる設備の記載方針の違いによる相違となります。
0:10:48	次に、26ページをご覧ください。
0:10:52	先行プラントとの相違箇所は3ヶ所ございます。
0:10:56	一つ目の相違を重大事故等時に期待する水源の違いによる相違となります。
0:11:03	二つ目の相違は高圧原子炉代替注水系の注水ラインの系統構成の違いによる違いとなります。
0:11:11	三つ目の相違は高圧原子炉代替注水系の電源として用いる設備の違いによる相違となります。
0:11:19	次に、27ページをご覧ください。
0:11:22	先行プラントとの相違ヶ所4ヶ所ございます。
0:11:27	一つ目のそういう交通原子炉代替注水系の純水ぐらい失礼しました注水ラインの系統構成の違いにより相違となります。
0:11:37	アツギの相違を流路となる設備の記載方針の相違となります。
0:11:42	三つ目の相違は当社が御説明分類として設計基準拡張も受けていることによる相違となります。
0:11:50	四つ目の相違は当社が原子炉隔離時冷却系の現場起動操作に関する記載方針を記載していることによる相違となります。
0:12:00	次に、28ページをご覧ください。
0:12:03	先行プラントとの相違箇所が4ヶ所ございます。
0:12:06	一つ目、二つ目の相違は重大事故等時に期待する水源の違いによる相違となります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:13	三つ目の相違は高圧原子炉代替注水系の給水ラインの系統構成の違いによる相違となります。
0:12:20	四つ目の相違は流路となる設備の記載方針の違いによる相違となります。
0:12:27	次に、29 ページをご覧ください。
0:12:31	先行プラントとの相違箇所は 2 ヶ所ございます。
0:12:35	一つ目の相違を
0:12:36	御型の違いによるホウ酸水注入系の系統構成の相違となります。
0:12:42	二つ目の相違は流路となる設備の記載方針の違いによる相違となります。
0:12:48	60 条の説明については以上です。
0:12:52	続きまして、資料番号MSにはい今期配分 061 の
0:12:58	第 61 条、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備について、
0:13:04	説明させていただきます。
0:13:09	通し番号で 35 ページからが、先行プラントとの比較表になります。
0:13:14	36 ページをご覧ください。
0:13:21	一つ目の相違を記載箇所の違いによる資料構成の相違となります。
0:13:27	二つ目、三つ目の相違は、
0:13:29	当社のSA時における逃がし安全弁の駆動減として、
0:13:33	逃がし安全弁窒素ガス供給系の窒素ガスを逃がし弁機能用アキュムレーターから供給する整理としていることによる相違となります。
0:13:42	なお、この相違理由は、61 条において、①の相違とさせていただき、
0:13:48	同様の相違箇所以降割愛させていただきます。
0:13:53	次に、37 ページをご覧ください。
0:13:57	先行プラントとの相違箇所は 3 ヶ所ございます。
0:14:01	一つ目の相違は逃がし安全弁に電源供給する設備の記載方針の相違となります。
0:14:08	三つ目の相違は別に時における逃がし安全弁に関する記載方針の相違となります。
0:14:16	次に、38 ページの比較表をご覧ください。
0:14:20	先行プラントとの相違箇所は 6 ヶ所ございます。
0:14:25	一つ目、三つ目の詰めめの相違はISLOCA時の破断想定箇所が異なることによりISLOCA隔離弁の相違となります。
0:14:34	なお、今後その入は 61 条において、②の相違とさせていただき、同様の造岩以降割愛させていただきます。
0:14:44	二つ目の五つ目の相違は記載箇所の違いによる資料構成の相違となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:50	四つ目の相違は当社が設備分類として設計基準拡張も設けていることによる相違となります。
0:14:59	次に、39 ページをご覧ください。
0:15:03	先行プラントとの相違箇所が 3 ヶ所ございます。
0:15:07	二つ目の相違を
0:15:10	御社がISLOCA時において、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルの開放機能に期待していることによる相違となります。
0:15:19	三つ目の相違はブローアウトパネルの設計の違いによる相違となります。
0:15:25	次に 40 ページをご覧ください。
0:15:27	先行プラントとの相違箇所は 3 ヶ所ございます。
0:15:32	一つ目の相違は炉型の相違による非常用炉心冷却系の構成の相違となります。
0:15:39	二つ目の相違は逃がし安全弁の個数の違いにより相違となります。
0:15:45	三つ目の相違は当社の解析上、代替自動減圧機能により逃がし安全弁が 2 個作動することで、減圧が可能であるということによる相違となります。
0:15:57	次に、41 ページをご覧ください。
0:16:00	先行プラントとの相違箇所は 4 ヶ所ございます。
0:16:05	一つ目の相違は炉型の相違による非常用炉心冷却系の構成の相違となります。
0:16:11	二つ目の相違は当社が自動減圧起動阻止スイッチと代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置することによる相違となります。
0:16:21	三つ目の相違は当社が逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガス喪失時のSA設備として、
0:16:28	逃がし安全弁窒素ガス供給系を用いる整理としていることによる、そういういろんなあります。
0:16:34	なお、掃流は 61 条において、③の相違とさせていただき、農業の相違は移行割愛させていただきます。
0:16:43	次に 42 ページをご覧ください。
0:16:47	先行プラントとの相違箇所は 4 ヶ所ございます。
0:16:51	一つ目の相違は当社が窒素ガスポンベの圧力低下時の対応として、ポンベの切り換えをSA手順としていることによる相違となります。
0:17:01	三つ目の相違は流路となる設備の記載方針の違いによる相違となります。
0:17:07	次に 43 ページをご覧ください。
0:17:11	先行プラントとの相違箇所は 2 ヶ所ございます。
0:17:14	一つ目の今記載箇所の違いによる相違となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:19	二つ目の相違は直流電源系統の母線電圧の違いによる相違となります。
0:17:25	61 条の説明については以上です。
0:17:29	続きまして、資料番号Ms2一期-062 の第 62 条原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備について説明させていただきます。
0:17:46	通し番号で 45 ページからが、先行プラントとの比較表になります。
0:17:54	46 ページをご覧ください。
0:17:58	先行プラントとの相違箇所は 4 ヶ所ございます。
0:18:03	一つ目の相違を当社が設備分類として設計基準拡張も設けていることによる相違となります。
0:18:09	なおこの装備理由は、62 条において、①の相違失礼いたしました 60 す。
0:18:15	設置しました。
0:18:17	もうこのそういうのは 62 条においてマルチの相違とさせていただき、同様のそういう外交割愛させていただきます。
0:18:27	次の相違は想定する機能喪失の記載方針の相違になります。
0:18:34	三つ目の相違は、
0:18:35	当社が原子炉補機冷却系の代替設備として可搬設備で構成する原子炉補機代替冷却系を用いることによる相違となります。
0:18:45	なお、この増員は 62 条において、②の相違とさせていただき、そういう意向割愛させていただきます。
0:18:53	四つ目の相違は流路となる設備の記載方針の相違となります。
0:19:00	次に 47 ページの比較表をご覧ください。
0:19:03	先行プラントとの相違箇所は 6 ヶ所ございます。
0:19:07	一つ目、次の相違は伝え箇所の違いによる資料構成の相違となります。
0:19:13	厚めの相違は炉型の違いによる非常用炉心冷却系の構成の相違となります。
0:19:19	三つ目の相違は流路となる設備の記載構成の違いによる相違となります。
0:19:25	次に 48 ページをご覧ください。
0:19:28	先行プラントとの相違箇所は 4 ヶ所ございます。
0:19:32	一つ目の相違を記載箇所の違いによる資料構成の相違となります。
0:19:37	二つ目の相違は炉型の違いによる非常用炉心冷却系の構成の相違となります。
0:19:45	三つ目の相違は想定する機能喪失の記載方針の相違となります。
0:19:51	四つの相違は当社の低圧原子炉代替注水系常設として残留熱除去系以外に流路となる系統がないことによる記載の総一方となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:05	次に 49 ページをご覧ください。
0:20:08	先行プラントとの相違箇所は 5 ヶ所ございます。
0:20:12	一つ目、三つ目の相違は当社の低圧原子炉代替注水系常設との系統構成の違いにより相違となります。
0:20:22	その辺の相違は、
0:20:24	想定する機能喪失の記載方針の違いによる相違となります。
0:20:29	四つ目の相違は低圧原子炉代替注水系格好で御説明電源供給する設備の記載方針の違いによる相違となります。
0:20:37	なお、この相違理由は、62 条において③の相違とさせていただき、同様の相違は移行割愛させていただきます。
0:20:46	一つ目の相違は流路となる設備の記載方針の違いによる相違となります。
0:20:52	次に、50 ページをご覧ください。
0:20:55	先行プラントとの相違箇所が 5 ヶ所ございます。
0:20:59	一つ目、三つ目、四つ目、五つ目の相違は炉型の違いによる非常用炉心冷却系の構成の相違となります。
0:21:08	二つ目の相違は低圧原子炉代替注水ポンプに用いるSA電源の違いによる相違となります。
0:21:16	次に、51 ページをご覧ください。
0:21:20	こちら相違箇所の御説明の前に 1 点誤記がございますので、訂正させていただきます。四つ目の相違理由のところですが、四つ目の相違理由として格納容器代替スプレイ計画を可搬型に用いる可搬型ポンプは、
0:21:36	いうふうに記載させていただいておりますが、正しくは低圧原子炉代替注水計画を可搬型。
0:21:42	新しいですので、訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。
0:21:49	そういう箇所の御説明ですが、先行プラントとの相違箇所は 7 ヶ所ございます。
0:21:55	一つ目、二つ目の相違は炉型の違いによる非常用炉心冷却系の構成の相違となります。
0:22:02	三つ目の相違は想定する機能喪失の記載方針の違いにより相違となります。
0:22:08	四つ目、六つ目の相違は微圧原子炉代替注水系可搬型に用いる可搬型ポンプの違いによる相違となります。
0:22:16	なお、この相違理由は、62 条において④の相違とさせていただきます。そういう愛好割愛させていただきます。
0:22:24	一つ目、七つ目の相違は当社の低圧原子炉代替注水系可搬型等の系統構成の違いによる相違となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:33	次に、52 ページをご覧ください。
0:22:36	先行プラントとの相違箇所が 9 ヶ所ございます。
0:22:40	次の相違は想定する機能喪失の記載方針の違いによる相違となります。
0:22:45	三つ目の相違は当社の低圧原子炉代替注水系括弧可搬型との系統構成の違いによる相違となります。
0:22:54	三つ目のほうには流路となる設備の記載方針の違いによる相違となります。
0:22:59	七つ目の相違は型の違いによる非常用炉心冷却系の構成の相違となります。
0:23:05	次に、53 ページをご覧ください。
0:23:08	先行プラントとの相違箇所が 7 ヶ所ございます。
0:23:12	一つ目、三つ目、五つ目の相違はの方の違いによる非常用炉心冷却系の構成の相違となります。
0:23:19	次に、54 ページをご覧ください。
0:23:23	変更プラントとの相違箇所 5 ヶ所ございます。
0:23:26	一つ目の相違は炉型の違いによる非常用炉心冷却系の構成の相違となります。
0:23:32	三つ目の相違は想定する機能喪失の記載方針の違いによる相違となります。
0:23:39	説明の相違はいろいろとなる設備の記載方針の違いによる相違となります。
0:23:45	次に 55 ページをご覧ください。
0:23:48	先行プラントとの相違箇所は 4 ヶ所ございます。
0:23:52	次の相違は原子炉補機冷却設備の代替設備に関する記載方針の相違となります。
0:23:59	三つ目の相違は記載箇所の違いによる資料構成の相違となります。
0:24:04	四つ目の相違は、
0:24:06	屋外接続孔が使用不可な場合に行う施設を用いた冷却性供給手段を設けていることによる相違となります。
0:24:16	次に 56 ページをご覧ください。
0:24:20	先行プラントとの相違箇所は 2 ヶ所ございます。
0:24:24	二つ目の相違は移動式代替熱交換設備に用いるSLAの違いによる相違となります。
0:24:31	次に、57 ページをご覧ください。
0:24:34	先行プラントとの相違箇所は 5 ヶ所ございます。
0:24:37	一つ目、四つ目の相違は本社における代替注水ほかに使用する可搬型ポンプが大量送水車と大型送水ポンプ車の 2 種類であることによる相違となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:49	二つ目、五つ目の相違は、当社は可搬設備を他号機と共用しないことによる相違となります。
0:24:57	三つ目の相違は可搬設備の燃料補給タンク書類の違いによる相違となります。
0:25:03	次に 58 ページをご覧ください。
0:25:06	先行プラントとの相違箇所は 4 ヶ所ございます。
0:25:09	一つ目の相違は当社における代替注水ほかに使用する可搬型ポンプが改良送水車と大型送水ポンプ車の 2 種類であることによる相違となります。
0:25:20	二つ目の相違は可搬設備の燃料補給タンク書類の違いによる相違となります。
0:25:26	三つ目の相違は、
0:25:27	当社は可搬設備を他号機と共用しないことによる相違となります。
0:25:33	詰め相違は来駆動用燃料の補給時に使用する設備の記載方針の相違となります。
0:25:40	はい。またこのページ 57 ページと 58 ページに置いてはすけれども、取り上げる燃料貯蔵タンクの名称を現在名称の適正化を検討しております。先日の 16 条 45 条のヒアリングコメントを受けて、
0:25:57	現在名称の適正化を検討中として、タンク名称の適正化については検討が完了次第各資料に反映させていただくことで考えております。
0:26:08	次に、59 ページをご覧ください。
0:26:12	先行プラントとの相違箇所 2 ヶ所ございます。
0:26:15	一つ目の相違は取水設備の構成の違いにより相違となります。
0:26:20	二つ目の相違は引き波時の対策の違いによる相違となります。
0:26:25	62 条の説明については以上です。
0:26:29	続きまして、資料番号 NS に配布コミュニティ 063 の第 63 条、最終ヒートシンクへ熱の熱を輸送するための設備について説明させていただきます。
0:26:41	通し番号で 36 ページからは先行プラントとの比較表になります。
0:26:46	37 ページをご覧ください。
0:26:49	先行プラントとの相違箇所は 4 ヶ所ございます。
0:26:53	一つ目、四つ目の相違は記載箇所の違いによる資料構成の相違となります。
0:26:59	次の相違は当社が設備分類として設計基準拡張も受けていることによる相違となります。なお、この相違理由は、63 条において、①の相違とさせていただき、同様の相違は移行割愛させていただきます。
0:27:13	三つ目の相違は流路となる設備の記載方針の違いによる相違となります。
0:27:19	次に 38 ページをご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:23	先行プラントとの相違箇所は 5 ヶ所あり、すべて記載箇所の違いによる資料構成の相違となります。
0:27:30	次に 39 ページをご覧ください。
0:27:33	先行プラントとの相違箇所は 3 ヶ所ございます。
0:27:37	一つ目の相違は記載課長の違いによる資料構成の相違となります。
0:27:42	二つ目のそういう格納容器フィルタベント系の設備構成の違いによる相違となります。
0:27:48	なお、この相違理由は、63 条において、②の相違とさせていただき、
0:27:53	大野層には移行割愛させていただきます。
0:27:57	三つ目の相違は当社が確認及びフィルタベント系のドレンだまりを考慮した配管ルートとしていることによる相違となります。
0:28:06	次に 40 ページをご覧ください。
0:28:09	先行プラントとの相違箇所は 4 ヶ所ございます。
0:28:13	一つ目の相違は、
0:28:15	マイページの記載の相違理由から繋がっていますが、
0:28:19	核なきフィルタベント系の設計流量の違いによる相違となります。
0:28:24	二つ目の相違は 63 条設備としての格納容器フィルタベント系に関する記載方針の相違となります。
0:28:33	三つ目の相違はスクラバ容器の設置個数の違いによる相違となります。
0:28:38	次に 41 ページをご覧ください。
0:28:42	先行プラントとの相違箇所 3 ヶ所ございます。
0:28:45	一つ目の相違は炉型の違いによる原子炉格納容器の構造の相違となります。
0:28:51	二つ目の相違は当社が 65 条設備としての格納容器フィルタベント系の設計方針を
0:28:58	63 条側でも記載していることによる記載方針の相違となります。
0:29:04	三つ目の相違は格納容器フィルタベント系の窒素置換のために可搬式窒素供給装置を使用することによる相違となります。
0:29:13	次に 42 ページをご覧ください。
0:29:17	先行プラントとの相違箇所は 2 ヶ所ございます。
0:29:21	一つ目の相違は当社が格納容器フィルタベント系を使用しても負圧にならないことによる相違となります。
0:29:29	次のそういうのは当社の格納容器フィルターベント系の排出経路に設置される隔離弁は僕であることによる相違となります。
0:29:38	次に 43 ページをご覧ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:41	先行プラントともそういう箇所は 3 ヶ所ございます。
0:29:45	一つ目の相違は、格納容器フィルタベント系の排出経路に設置される隔離弁が電動弁のみで構成していることによる相違となります。
0:29:53	なお、この増員理由は、63 条において、③の相違とさせていただき、労務の相違は移行割愛させていただきます。
0:30:03	集め三つ目の相違をスクラビング水排水設備及びスクラビング水補給設備を使用しなくても、フィルター機能を維持することができることによる相違となります。
0:30:15	次に 44 ページをご覧ください。
0:30:19	先行プラントとの相違箇所は 2 ヶ所ございます。
0:30:23	一つ目の今御社の格納容器フィルタベント系が薬品補給しなくても、アルカリ性に維持が可能であることによる相違となります。
0:30:32	四つ目の相違は可搬式窒素供給装置が電源及び格納容器フィルタベント系の流路に関する記載方針の相違となります。
0:30:41	次に 45 ページをご覧ください。
0:30:45	先行プラントとのそういう箇所が 4 ヶ所ございます。
0:30:48	四つ目の相違は、格納容器フィルタベント系を構成する各設備の設置場所の違いによる相違となります。
0:30:57	次に 46 ページをご覧ください。
0:31:02	本ページの総務についてですが、当社が重大事故等対策、重大事故等対策のために新設した格納容器フィルターベント系をSA設備投資、既設の耐圧強化ベント系を自主対策設備として位置付けていることによる相違となります。
0:31:18	なお、この増員は 63 条において④の相違とさせていただき度噓言わ以降割愛させていただきます。
0:31:27	次に、49 ページをご覧ください。
0:31:32	先行プラントとの相違箇所は 2 ヶ所ございます。
0:31:36	二つ目の相違は当社が高圧炉心スプレイ系の冷却系として、
0:31:41	高圧炉心スプレイ補機冷却系及び海水系を設置していることによる相違となります。
0:31:47	次に、50 ページをご覧ください。
0:31:50	先行プラントとの相違箇所 7 ヶ所ございます。
0:31:53	一つ目二つ下三つ目、三つ目の相違は、
0:31:58	当社が原子炉補機冷却系の代替設備として可搬設備で構成する原子炉補機代替冷却系を用いることによる相違となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:07	なお、掃流が 63 条において、⑤の相違とさせていただきます。応援の相違は移行割愛させていただきます。
0:32:15	四つ目の相違は、当社は可搬設備を他号機と共用しないことによる相違となります。
0:32:22	一つ目の相違は配り接続孔が使用不可の場合に行い接続孔のちいと冷却水供給手段を設けていることによる相違となります。
0:32:32	七つ目のそういう防滴大体 0 の式代替熱交換設備に用いるSA電源の違いによる相違となります。
0:32:40	なお、このそういう 63 条においてまでの間の相違をさせていただきます、の相違は移行割愛させていただきます。
0:32:49	次に、51 ページをご覧ください。
0:32:52	先行プラントとの相違箇所は 6 ヶ所ございます。
0:32:56	五つ目の相違は屋外接続が使用不可の場合に行いたいと用いた冷却水供給手段を設けていることによる相違となります。
0:33:05	掃流は 63 条に置いて⑦の相違をさせていただきますと、そういう意向割愛させていただきます。
0:33:15	次に 52 ページをご覧ください。
0:33:21	先行プラントとの記載箇所は 2 ヶ所ございます。
0:33:25	発言の相違は原子炉補機代替冷却系のSA設備としての独立性に関する記載方針の相違となります。
0:33:33	次に、53 ページをご覧ください。
0:33:37	先行プラントとの相違箇所は 2 ヶ所ございます。
0:33:40	一つ目の相違は真空破壊装置の固相の違いによる相違となります。
0:33:46	二つ目の相違は御型の違いによる原子炉格納容器の構造のそういうふうになります。
0:33:52	次に、54 ページをご覧ください。
0:33:56	前項プラントとの相違箇所は 6 ヶ所ございます。
0:34:00	一つ目の相違は可搬式窒素供給装置を発電設備の設計の違いによる相違となります。
0:34:07	二つ目の五つ目の相違は可搬設備を他号機と共用しないことによる相違となります。
0:34:15	三つ目の相違は記載箇所の違いによる資料構成の相違となります。
0:34:22	四つ目の相違は可搬設備の燃料補給タンクの種類の違いによる相違となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:28	次の相違は補機駆動用燃料の補給時に使用する設備の記載方針の相違となります。
0:34:35	16 ページから 58 ページにつきましては、先ほど第 61 条のほうで説明させていただいた 17 ページから 59 ページの比較表と同じ内容となりますので、説明は割愛させていただきます。
0:34:51	63 条の説明については以上です。だからの説明は以上です。
0:34:58	はい。
0:34:59	規制庁取り入れつつありがとうございました。それでは審議に入りたいと思いますけど、59 条から、
0:35:12	はい。
0:35:16	規制庁イワサキです。補助掲示、
0:35:23	F59 条の 20 ページをですね、
0:35:28	ちょっと基本的なことであれなんですけど、
0:35:33	自動減圧アップ。
0:35:36	起動星スイッチに来等、
0:35:38	ちょっと一体自動減圧起動スイッチこれあの、
0:35:43	自動減圧起動阻止そう。
0:35:47	きつってというのは、
0:35:50	2 系統あってそれぞれ 1 個ずつのスイッチが対応しているような感じになるんですか。
0:36:00	中国電力の川島です。
0:36:02	御認識の通りです。
0:36:06	そう。
0:36:07	以上です。はい、わかりました。
0:36:11	それぞれをして、それぞれ
0:36:16	そA停止させて、
0:36:20	停止させるということなんかに分かれる。
0:37:06	規制庁の取り入れという数、
0:37:11	人に今あった代替自動か自動技術機能と止水時と代替自動減圧起動阻止スイッチ。
0:37:21	どう。
0:37:23	これ結局あの時の議論であったと思うんですけどセンコーは一つの
0:37:32	一つのっていうか同じピッチで、
0:37:35	もともとある自動減圧、
0:37:37	系の起動保身スイッチが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:40	時自動減圧系と代替の自動減圧機を
0:37:45	一つのスイッチで
0:37:49	阻止できる設計となっていて、一方で話までの場合は、それぞれ阻止をするということで、何か操作性へはその近接してるとかを同じ盤にあるとかっていうのが議論にあったと思うんですけど。
0:38:04	その点は特に
0:38:07	この基本設計方針としてうたう必要は
0:38:11	今、ないのでしょか。
0:38:27	中国電力の今井です。
0:38:30	TPPの時にですねえと
0:38:35	ご指摘の通りですね
0:38:37	島根については自動減圧起動阻止スイッチがAKB系 2 系統ございますので、それぞれ凸に橙色減圧に対して 1 個数値があるという設計で前弧との相違を御説明させていただきました。その際に、
0:38:53	操作性の話、議論になりまして、同じ地盤に近くにですね設置を設置しますというところを
0:39:04	当時のEPの補説の資料のほうには反映させていただいておりました。
0:39:12	基本設計方針。
0:39:13	本人のですね、と記載については、もともとEPの本文の記載からの様式 7、六、七の記載の
0:39:22	通りなので、
0:39:24	なので、
0:39:25	現状場について、そういった記載はしていないという状況ではございます。
0:39:33	。
0:39:35	規制庁テルイです。
0:39:38	そういう意味で 50kaのちょっとはつきりですけど、61g以上の用紙きい 7 見てもらうと、29 ページですね、減圧電圧の様式、
0:39:52	29 ページ見てもらうと。
0:39:56	の真ん中辺ですね。
0:40:00	ちょうど
0:40:01	その同じ同じ送達性の確保っていうのでは 1 点発上は 61 条側には書いてあるんですけど。
0:40:14	これを

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:17	どっか書いとく必要はないかなってということなんですよねだという意味で個別ではなくてじょじょという意味でご 59 条 2 項がなかなか 61 条が離隔のかっていうのはあるんですけど。
0:40:30	本日ではなくて、原発に書いてあるので、これを書く必要はないかというところを少し検討していただきたいんですけど。
0:40:49	中国電力のフクマです。
0:40:53	御指摘いただいた操作性の確保に関する項目について基本設計の追加についてですけれども、弊社検討いたしました記載について検討させていただきます。以上です。
0:41:07	規制庁のテルイです。よろしくお願いいたします。
0:41:15	少しその許可で議論になったってことを踏まえて検討していただければいいかなと思います。ただ、一方で確かにその天端手の細かいところってじゃあどこまで基本的方針で各論っていうところもあると思うので、少しそういうところも横並びとか含めて検討いただいて、
0:41:33	その他御説明いただければと思います。
0:41:56	規制庁のテルイです。来機構へ
0:42:00	人
0:42:05	中国電力のフクマ列聞こえております。先ほどございませんけど、内容を承知いたしました。よろしくお願いいたします。それから声単に確認だけなんですけど、59 条の比較表の 18Ah 当時 18 ページ系。
0:42:23	これは
0:42:26	原子炉保護系といった場合は、いわゆるその信号系のところだけをさせて、
0:42:34	いる。
0:42:35	ので。先行と異なって
0:42:40	制御棒とか CRD とかが、それこそ書いてるということでもいいんですけど。
0:42:57	中国電力の川島です。ご認識の通りでございます。以上です。
0:43:03	規制庁テルイです。わかりますし、
0:43:07	それと超過 260 条、
0:43:12	今、
0:43:14	ということですか。
0:43:27	規制庁やはりですね、64 条の 6 ページのですね、
0:43:37	人力操作する弁を列挙しているんですけど、ここはその現場で操作するものを進めてここに列挙されているという理解でいいですか。
0:43:54	中国電力のヤマネです。ご認識の通りでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:59	現場で操作する弁についてここで別居して現場操作する弁の対象を明確にしております。以上です。
0:44:16	規制庁イワサキですね。わかりました。とこ、
0:44:19	この操作で必要な弁というのもこれ異論やないんですかそれとまた別途中中央制御室とかで操作する弁とかもある。
0:44:35	中国電力のヤマネです。
0:44:37	当庫の現場操作をするときというのが全交流動力電源喪失プラス常設直流で電源システムも喪失して地方から操作ができない場合の想定しております、こちらに書いてある弁を操作することで、ポンプ。
0:44:56	規模が可能という調整が可能ということになっております。以上です。
0:45:02	規制庁イワサキサ貯槽ごめんなさいそうそうですね上に書いていらっしやる申し訳ないんですよ。
0:45:08	わかりました。ありがとうございます。
0:45:43	規制庁イワサキサ背中の基本的なことであれなんですけど。
0:45:49	これをここでの操作結局1弁を操作すると思う。
0:45:55	ポンプとかあとアンカ弁をあければ自動的に以降、
0:46:00	動くものがあるんですか。
0:46:06	中国電力のヤマネです。ここで記載しております原子炉隔離時冷却系というのがタービン駆動ポンプでございます、こちらの現場で弁を操作してチャッキ供給弁を開けますと、
0:46:20	こちらで言うとタービン蒸気入口弁の蒸気外側隔離弁になりますけれども、そちらを開操作すると蒸気は供給されてTbが回ってポンプが作動するという形になって注水されることになります。流量自体は
0:46:35	タービンの蒸気流入量の量を調整してなりを調整しております。以上です。
0:46:55	kPaイワサキ紹介ありがとうございます。
0:47:01	じゃけちゃったりです少々お待ちください。
0:49:01	軽重テルイおまかせしました。都市を特にこういいうは、
0:49:16	次、5、
0:49:19	原電、
0:49:20	乙
0:49:21	61条に立ちますけど、なんかもそうです。
0:49:26	はい。
0:49:27	国情とか、
0:49:33	町、
0:49:38	61を特にこっこのほうが、その後も多く委員。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:43	右を
0:49:45	参りますけど 6 時わかりますか。
0:49:50	軽重イワサキ立案者の細かいとこなんですけど、6 ページのですねと。
0:49:56	2 パラ目なんですけど、非常用ビル発電設備、これ何か非常用交流電源設備は非常ディーゼル発電設備はっているんですけど、これは正式名称がこっちへと青字の方ってということで、
0:50:11	理解してよろしいですか。
0:50:21	中国電力の小川です。こちら非常用交流電源設備といいますと工認上では高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機も含んだ整理となります。そのため正式名称であります非常用ディーゼル発電設備と
0:50:36	高圧炉心スプレイ系を含まない。発電設備のほうを記載しております。以上です。
0:50:47	わかりました。ありがとうございます。
0:51:04	地域へ確認なんですけど、非常用交流電源設備っていうと高圧も含んだ表現になるってということでここで公認上の工認の申請書上とか出てくるんですか。
0:51:20	中国電力の
0:51:21	中国電力の小川です。はい。こちらの方、非常用交流電源設備といいますと後任の要目表でも出てきますし、非常用電源設備の基本設計方針のほうでも登場する記載になっております。以上です。
0:51:44	おかれましてありがとうございます。
0:52:01	規制庁テルイテ金口表で言うと、当時の
0:52:09	49KH-62 条のファンとか 62 条の 11 の
0:52:17	ところなんですけど。
0:52:20	相鉄原子炉代替注水系確保除雪を云々かんぬんとじゃ除熱抵抗事例についてまたは可搬型代替交流電源上司からの給電が可能な設計とするとなっていたらなるんですけど。
0:52:36	低圧原子炉という注水系常設で可搬型代替交流電源設備から給電できたんですって。
0:52:56	ほとんど失礼しました。中国電力の小川です。
0:53:01	ポンプAと高圧原子炉代替注水系の常設ポンプにつきましては、可搬型の高圧発電機車、こちらでは起動はできないということで、御説明をさせていただいております。実際軌道評価についても電圧効果が高くて電圧のほうが、
0:53:19	系統電圧が不安定になるということで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:24	お尋ね記者では給電できないということで整理をしております。ここで記載しておりますのは系統構成に使用します電動弁、こちらについては、高圧発電機車、あとディーゼル発電設備の方で供給できるということで、
0:53:40	使用できる電源について記載をしているものであります。以上です。
0:53:48	規制庁の脅威です。そういうことですから、系統全体で見たときには、可搬型交流電源設備から給電をして動かせる弁とかもあるので書いてると、そういう
0:54:01	理解
0:54:04	はい、中国電力の小川です。はい、御認識の通りでございます。以上です。
0:54:11	規制庁の
0:54:12	テルイです。
0:54:14	また、そのDーハラ非常用ディーゼル発電設備実態はこれはももとの答弁容量が大きいので、これを
0:54:27	As母線につなぎ込んで低圧原子炉代替注水系の本来見地から、
0:54:34	自治体を動かすことは可能なんでしたっけ。
0:54:40	中国電力の小川です。ディーゼル発電機自体は容量的には問題ないんですが、SAA母線に直接供給する電源系統を持っておりませんで、点線を分離しておりますので、
0:54:56	こちらポンプではポンプに対する電源供給ではなくて、バルブに対するものということで記載をしているものであります。以上です。
0:55:13	規制庁のテルイです
0:55:16	それに説明は理解をしますと、
0:55:22	御そうすると骨子
0:55:26	国旗を受けた方がいいかもしれないですね、結局そのオペレーティング方向を今書いてると。
0:55:36	その本体経常原子炉代替注水系、
0:55:40	人自体、
0:55:44	が
0:55:46	EDGとか、
0:55:48	常設代替とか、この発電者とかから給電ができるみたいなああいうことをしてしまうので、
0:55:59	本当に意味では代物経常による代替注水系常設はメインはやっぱ常設代替交流電源設備化っていう話で他の補機系については、DGとか可搬型でできるっていうことなんだと思うので、そうであれば、
0:56:14	少し書き分けたほうが、
0:56:17	いいかなと思うんですがいかがですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:25	はい、中国電力の小川です。ご指摘理解いたしましたので、記載のほうは検討させていただきたいと思います。以上です。
0:56:35	規制庁てる伝票よろしくお願ひします。
0:56:39	私からはいい場です。最後 63 条行きましょうか。
0:56:56	規制庁イワサキです
0:56:59	ちょっと基本的なことでまた御所見 1 が山林熱除去系
0:57:06	の
0:57:08	それぞれ何個かの原資炉停止時冷却モードとか、
0:57:16	サプレッションプール水冷却モードとか
0:57:21	7 ここは出てくるでしょう。これって、各モードで、
0:57:27	そう機器が違うんですか。基金は一緒だけど、目的が違うだけで書き分けてるんです。
0:57:35	ちょっとお伊勢御説明いただいております。
0:57:52	中国電力のヤマネです。
0:57:54	今ご質問ありました原子炉停止時冷却モードと格納容器冷却モードとサプレッションプール水冷却モードですけれども、これも同じ値段熱除去系AとBを使用します。
0:58:11	そうですね仕事によって温度が違うということになっておりますので、
0:58:17	そのようにしやすいように使用するモードが続いて 48 億の
0:58:23	やっぱり事故等対処設備設計基準拡張として記載しております。
0:58:28	以上です。
0:58:42	規制庁イワサキえさを返さありがとうございますと基本的に機器とか系統とか全部一緒に、
0:58:52	使用用途で、
0:58:55	名前を変えているのみということ。
0:58:59	で、理解しましてありがとうございます。
0:59:15	中国電力ヤマネです。申し訳ありません。もう少し補足させていただきますと、先ほど
0:59:21	休憩が違うだけというふうに説明させていただきましたけれども、系統構成、注水先。
0:59:30	違いますので、そこをちょっと違うことになりますので、すみません、訂正させていただきます。以上です。
0:59:55	軽重イワサキさあ起こりました鉄塔嘘そうですね冷却するものが違うんでそれぞれのものにつなぎ込むときには、来系統おっ欠陥
1:00:06	系統構成が若干変わるということはわかりましたありがとうございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:25	規制庁のテルイ提出と当時 41 ページの 63 町の中のフォローっていうと、
1:00:40	そうすると、これはいわゆる既往記憶が曖昧な在庫確認したいっていうことな んですか。今日カーのこの 48 条として使う時の
1:00:54	格納容器フィルタベント系に対する水素に関するもの。
1:01:03	結局あの時って何か
1:01:07	はい。
1:01:08	国保布設条まとめ資料じゃ何か書いてありました結果があまりちょっと記憶が ないもので、
1:01:15	確認なんですけど。
1:01:25	中国電力ヤマネです。少々お待ちください。
1:03:30	中国電力ヤマネですとナカシマしたということに設置許可時の資料確認させて いただいたんですけれども、
1:03:39	48 条側でのこのフィルタベント系については
1:03:44	系統構成等々記載をしてるんですけれども、謄本系統の詳細については 60 条側に記載そのということで記載を、
1:03:53	所流動化に供しております、サイト等の記載は特に
1:03:58	便乗していない状況となります。
1:04:00	以上です。
1:04:03	いやデータのテルイです。やはりここ等ございます。
1:04:08	そういう意味で、この備考欄に書いてありますけど、そのまま許可において 48 条ですか、その最終ヒートシンクとしての確認、フィルタベント系を使うとき て、いわゆるアーリーベントを除きで清書に対する
1:04:24	配慮っていうのは特段 48 条側ではしてなかったんじゃないかなと思っていて、
1:04:32	それはちまう封水炉心が壊れないですね、水素が出てこないっていうことを
1:04:40	そうなんですけど、その上で、今ここの 6-63 条今 63 条から現例としてないし Vsで書くときに、
1:04:52	この水素に対する配慮っていうのは、格納の過圧破損防止としての水素に対 する配慮とほぼ同じなのかどうなのかっていうのが組織にしている、結局その 精査定量でいったらより水素が出てくる。
1:05:08	その 6565 条側に包絡をされるっていうのはあまり理解をしているんですけど、 ここはそういう考え方で書いてるっていうことになるんですか、その 63 条とし ても書くっていうことの意味なんですけど。
1:05:41	中国電力のヤマネです。少々お待ちください。
1:06:27	中国電力のヤマネですといたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:30	4、63 条として、今ここでかくねフィルタベント系を記載しているの最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備のうち、管壁代表ヒートシンク排気が最終ヒートシンクとして熱を輸送する設備と位置付けで、
1:06:47	原電施設としては記載してございます。
1:06:52	地方する系統を入れるともう 65 条側の格納容器フィルタベント系と、
1:06:59	同じ系統構成になりますので、
1:07:02	50、65 条側でも記載はしますけれども、こちらの 63 条としても、過去にフィルタベント系を記載しているという整理でございます。以上です。
1:07:15	規制庁のテリイです役会この 63 条としてFCVSと書いてあることについては全然問題使用していませんで、この
1:07:27	63 条として使うときの水素に対する配慮、
1:07:34	そうですね。水素に対する配慮が
1:07:37	65 条、過圧破損防止として使うときの水素に対する配慮とほぼ同じなんですかって言うことを質問します。
1:09:11	中国電力のウエダです。お待たせいたしました。技術基準規則の 63 条のほうの解釈のほうで
1:09:21	以降の括弧
1:09:23	DBのところでは格納容器圧力逃がし装置を整備する場合は本規程第 65 条 3B に準ずることということで、63 条の設備として格納容器フィルタベント系を
1:09:38	設置する場合の要求事項が 65 条のほうにも同じものを
1:09:44	同じ要求事項になってまして、65 条の 3 項の
1:09:50	括弧B。
1:09:52	の
1:10:01	2、2 項ですかね、格納容器圧力逃がし装置は可燃性ガスの爆発防止等の対策が講じられていることといった要求事項に対する設計上の考慮事項といたしまして、先ほど来説明させていただいておりますバイパスラインを設ける。
1:10:19	申し訳ございません。
1:10:22	使用後において、
1:10:25	活性化できるような設計として使用後においても同様なものとしておまして系統内で滞留する可能性のある場所にはバイパスラインを設ける設計とさせていただきます。以上です。
1:10:41	いや、聞いたモデルの本場ことは 100 も承知をしていて、
1:10:45	だからその 48 条ではだから許可からの議論を少しを追っかけて話をさせていただいたんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:53	この 48 条としての水産に対する考慮っていうのは、その 50 条と同じなくじゃなくて、
1:11:00	発生量が非常に小さいからってということだったと思ってんですけど。
1:11:06	結局その 65 条でやってる水素対策をしておけばその十分にその 48 条の水素量であれば包絡をされるってということだと理解をしていて、だからこそ、4613 条としても、
1:11:22	このようなせ今書かれてるようなですね、設計上の配慮を水素に対する設計上の配慮をしますと、
1:11:34	63 条適合としても書いとくってそういうことでいいですかってことを確認するんですけど。
1:11:47	中国電力のヤマネです。申し訳ありませんご認識の通りでございます。以上です。
1:11:53	聞いているんです趣旨をし、
1:11:59	はい、以上その確認をしたかったと。
1:12:04	はい。私から以上です。
1:13:04	規制庁テルイですとか、こちらからはなさそうなので、中部電力から水からの説明がなければ指摘事項の確認に行きたいんですが、準備が整い次第、初男お願いします。
1:13:54	中国電力のナカシマですが免許今知っているんですけど、共有されてますでしょうか。
1:14:04	規制庁取手配備得ております。
1:14:07	はい。こちらの方から極力ナカシマ読み上げさせていただきますと、まず 59 条の 20 ページのところ自動減圧起動阻止スイッチと代替自動減圧起動阻止スイッチについて同じ操作盤で操作可能な設計であることの記載を、
1:14:24	検討すること。
1:14:26	基づいてもう 1 点が 62 条の 49 ページで、低圧原子炉代替注水系の常設に用いる電源について、系統内の機器で用いる電源が異なるのであれば、記載の書き分けを検討する。
1:14:40	以上の 2 件の認識です。よろしく申し上げます。
1:14:47	技術のテルイです。私は特に
1:14:50	どうですか。
1:14:52	2 個目のほうですけど、ちょっと目についての 62 条と言いましたけど、例えば他の条文ではないとは思いますが、もしほかの
1:15:05	条文でも似たような構造の記載があればそこも水平展開していただくようお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:13	中国電力の小川です。すいません。日興目のご指摘なんですけども、こちらは常設代替させませんので発言ヒロ代替注水系を使用しているものについては各条文で同じ記載を、
1:15:30	しているかと思しますので、今後基本設計方針等で明日ですから、明日にも同じような記載があるかと思いますが、こちらのほうはできる対応いたしますのでよろしく願いいたします。
1:15:46	規制庁テルイです。はい、わかりました。
1:15:51	こちらからは特にほかはないのっていう、中部電力の方から何か確認しときたいことがあれば、
1:15:59	お願いします。
1:16:08	中国電力ヤマネです。こちらから特にございません。以上です。
1:16:13	規制庁テルイです。はい、ここに失当それでは本日のヒアリングこれで終了したいと思えますけれども、
1:16:23	はい、ありがとうございました。
1:16:25	ありがとうございました。
1:16:27	ありがとうございます。
1:16:28	その下、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。